

グリーントランスフォーメーション促進による  
我が国企業の競争力強化に向けた  
令和6年度 税制改正共同要望

令和5年10月

|          |           |    |    |    |
|----------|-----------|----|----|----|
| 一般社団法人   | 日本化学工業協会  | 会長 | 福田 | 信夫 |
| 一般社団法人   | 日本機械工業連合会 | 会長 | 東原 | 敏昭 |
| 一般社団法人   | 日本自動車工業会  | 会長 | 豊田 | 章男 |
| 一般社団法人   | 日本造船工業会   | 会長 | 金花 | 芳則 |
| 一般社団法人   | 日本鉄鋼連盟    | 会長 | 北野 | 嘉久 |
| 石油化学工業協会 |           | 会長 | 岩田 | 圭一 |
| 石油連盟     |           | 会長 | 木藤 | 俊一 |
| 日本製紙連合会  |           | 会長 | 加来 | 正年 |

わが国経済はコロナ禍からの正常化が進む一方、欧米における金融引締め等による経済の下振れリスク、中国経済の大幅減速、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化の影響などから、その先行きは不透明と言わざるを得ない。

このような中、「経済財政運営の指針 2023」では、岸田政権における「新しい資本主義」による「成長と分配の好循環」を実現すべく、「官が的を絞った公的支出を行い、これを呼び水に民間投資を拡大させる」方針を打ち出し、また、「令和 6 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」で設けられた「重要政策推進枠」に従い、各省庁からは重要な政策課題に予算を重点的に振り向けられている。

こうした状況下、税制については、我が国の経済成長に資するグリーン転換（GX）を促進し、企業の競争力を強化すべく、研究開発および設備投資等を強く後押しする措置が必要であり、令和 6 年度税制改正では、以下の内容を製造業関連 8 団体の共同要望とする。

なお、グローバルな企業の変革競争が激化する中、我が国企業の国際競争力を確保する国際的イコールフットィングの観点から、実質的な税負担の適正化に向けて、法人実効税率については、国際的な最低税率の合意レベルも勘案し、競争企業の成長著しい近隣アジア諸国や OECD 主要国の水準を踏まえ、25%程度へ着実に引下げるとともに、税収中立の制約の下で拡大された課税ベースについても本来あるべき姿に戻すことが必要である。

## **1. GX 実現に資する設備投資等促進のための税制措置および償却資産に対する固定資産税の廃止**

GX の実現には、リスクの高い巨額の設備投資等を伴う生産および業務プロセスの刷新が必須であるが、それに伴うオペレーティングコストが上昇する一方で、事業のグリーン化等の付加価値に見合ったリターンを得られるかは必ずしも明らかとは言えず、このままでは民間企業として、経済性を無視した設備投資はありえないことから、その意思決定を促すためには、いわば呼び水としての税制が重要な役割を果たす。

こうした点を踏まえ、2050 年カーボンニュートラルに向けた企業の GX 投資を確実に推進するためには、GX 分野を中心に、DX や経済安全保障の観点も鑑み、戦略的に重要な物資の国内生産等に対し、投資から生産、販売に至る事業全般に渡る支援を視野に、中長期的な予見可能性を示すことのできる規模・期間で、生産活動に応じた支援を行う税制を措置することが不可欠である。併せて、短期的な損益の状況に関わらず税制のメリットを受けられるよう、税額控除の繰越制度の導入が求められる。

すでに措置されているカーボンニュートラル投資促進税制についても、設備投資促進の観点からは措置期間が短く、とりわけ計画から実行まで長期間にわたる大規模投資については、実行時点での適用が保証されないことから、企業の意思決定上、予見可能性がなく実効性に乏しいと言わざるを得ない。また、対象となる設備が極めて限定されていることに加え、設備投資に係る脱炭素化の要件が厳格であること、措置対象となる投資額の上限が低いこと等から、産業全体の脱炭素化を広範に図るには不十分である。

このため、本税制についても、措置期間を大幅に長期化するとともに、税額控除の繰越制度の導入が求められる。併せて、対象となる設備投資を政府の「GX 推進戦略」に沿ったグリーン化に資する製造設備等に対して広く適用できるようにするとともに、炭素生産性の要件を大幅に緩和することに加え、税額控除率や特別償却率のほか投資額上限を引き上げることが必要である。

また、償却資産を課税客体とする固定資産税については、一部の国や地域で限定的にみられるものの、国際的に極めて例外的で、我が国製造業にとって国際的なコスト競争力を損なう要因の

一つとなっているだけでなく、GX 対応を始め企業の設備投資意欲に逆行するものである。そもそも、償却資産に対する固定資産税は、設備から生み出される所得に課される税との二重課税の問題、設備型産業に税負担が偏重するという課税の公平性の問題や、地方財政に占める社会保障関係の割合が高まる中での受益と負担の関係の問題等、多くの課題を内包していることから、廃止すべきである。少なくとも、GX 対応の緊急性・重要性に鑑み、これらに関連し新規に取得した償却資産に係る固定資産税については即時に免税とすべきである。

## **2. 企業の研究開発投資およびイノベーション促進に向けた税制措置の拡充**

GX 実現のためには、今までとは次元が全く異なる、非連続的で革新的なアイデアや技術が必要である。我が国企業でも、製造プロセスや事業の抜本的な脱炭素化に向け、様々な研究開発が進められているが、グローバルな技術開発競争が激化する中、世界に先駆けて脱炭素化を実現し、国際競争を生き抜くためには、これら研究開発の加速化が急務となっている。このため、企業努力に加え、研究開発促進税制の一層の拡充による後押しがますます重要となっている。

研究開発促進税制については、令和 5 年度税制改正において、増加インセンティブ強化の観点から税額控除率等の見直しが行われたが、令和 6 年度改正においても引続き、長期的に行われる GX に関する研究開発をより強力でサポートする観点から、平成 27 年度税制改正において廃止された税額控除限度超過額に係る繰越制度を復活させるとともに、税額控除率や上限についても国際的に優位な水準に見直す必要がある。特に、GX 対応の重要性に鑑みると、少なくとも、広く GX に資する研究開発に対する支援措置を即時かつ長期に渡るものとして拡充すべきである。

また、研究開発活動等において、企業が自前主義から脱却し、スタートアップへの出資を通じたイノベーション推進による事業成長を図るべく、令和 5 年度末が期限のオープンイノベーション税制も延長すべきである。

併せて、研究開発の成果としてのソフトウェアを含む知的財産の活用が、一層重要となっているなか、無形資産投資における我が国の立地競争力を向上させ、イノベーションを促進するため、国内での研究開発で生み出した知的財産から生じる所得に着目し、これを優遇するべく、各国で導入が進んでいる「イノベーションボックス税制」を我が国でも導入すべきである。

## **3. 国際課税ルールに関する実務負担を考慮した国内法制の整備等**

デジタル経済の広がりに対応すべく、2021 年 10 月に OECD/G20 の「BEPS 包摂的枠組会合」において新しい課税ルールの国際合意がなされたことを受け、日本においても、令和 5 年度税制改正で、国際最低法人税率（グローバル・ミニマム課税）における所得合算ルールに係る法制化が行われたが、未確定な部分も多く、企業の実務負担の増加が懸念される。また、これと同時に、企業の事務負担の軽減を図る観点等から、海外子会社合算税制（CFC 税制）について、一定の見直しが図られたが、十分とは言えない。令和 6 年度税制改正においても、国際ルールに基づいた措置の法制化が進むことが見込まれるが、引続き、海外子会社合算税制の更なる見直しを含め、我が国企業の実態に照らし、実務負担等を考慮した国内法制として整備することが必要である。

また、今後とも、国際課税ルールの整備にあたっては、グローバルに活動する企業間の競争条件の均衡化の観点から、国際的な協調体制の下で進めていくことが不可欠であることから、「BEPS 包摂的枠組会合」の場等を通じ、不適切な課税や新たな二重課税の発生を回避するべく、効果的なモニタリングや適正な執行が行われるよう、官民を通じて働きかけていく必要がある。

-以上-